

奨学生募集

『仙北市奨学資金』『田沢湖町奨学金貸付基金』

◆**応募資格** 高校・専門学校・短大・大学などに進学・在学する生徒学生で、経済的理由により修学が困難な方

◆**貸付限度額**（月額）

【大学（大学院含む）】

国公立：35,000円以内 私立：40,000円以内

【短大・専門学校】35,000円以内

【高校】12,000円以内

◆**提出書類** ・貸費生願書

- ・住民票の写し（生計を一にしている方全員）
- ・入学許可書または在学証明書（学校指定様式）
- ・生計を一にする家族の所得証明書（課税証明書）

◆**提出先** 市教育委員会（角館庁舎）、田沢湖地域センター、西木地域センター

『角館町育英会』（民間団体の奨学金）

◆**応募資格** 角館地区に在住する高校以上の生徒学生で、学業優秀、品行方正、身体強健かつ学資の支弁が困難と認められる方

◆**貸付限度額**（月額）

【大学（短大、専門学校、大学院含む）】40,000円以内

【高校】20,000円以内

◆**提出書類** ・育英会奨学金貸与申請書

- ・在学学校長の推薦書
- ・学業成績証明書（学校指定様式）
- ・入学許可書または在学証明書（学校指定様式）
- ・保護者世帯全員および連帯保証人の所得証明

◆**提出先** 角館町育英会事務局（市役所角館庁舎）

●**貸付期間** 平成23年度から卒業の月まで

●**申込期間** 2月14日から3月31日まで

※奨学生に決定した方は、面接を行います。

学校教育課

問合せ：☎ 43-3382

就学援助についてのお知らせ

市では、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度を設けています。

◆**援助を受けることができる方**

- ①生活保護を受けている方
- ②生計を一にする世帯員全員を対象とした申請年度の前年中の収入と保護基準額を比較した結果が、生活保護に準じる程度に困窮していると市が認定した方
- ③家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなど、就学援助の必要があると認定した方

◆**援助の内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費（学校から治療の指示があったもの）です。

◆**申請方法** 家庭の状況等をお聞きし申請書類をお渡しいたしますので、教育委員会へお越してください。なお、既に認定されている方は、後日、新年度分手続きについて教育委員会からお知らせします。



仙北市医療局が設置されました

平成21年3月に策定した「仙北市立病院等改革推進計画」に基づき、仙北市病院事業（角館総合病院・田沢湖病院）の効率的な運営を図るため、今年1月から「仙北市医療局」が設置されました。医療局は、医療管理課・総務係と管理系の1課2係で組織され、現在5人の職員が配置されています。さらに4月からは病院事業管理者が着任する予定で、管理者のもと、両病院の連携強化、経営の一元化、医師等医療資源の確保、角館総合病院の建設事業等に取り組みます。

病院事業に関するご意見等は右記までご連絡をお願いします。

医療局 医療管理課

問合せ：☎ 43-1210



【仙北市医療局】（田沢湖健康増進センター内）

〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字浮世坂 20

☎ 43-1210 FAX43-9070

E-mail iryoukanri@city.semboku.akita.jp

環境防災課

問合せ：☎ 43-3308

平成23年度

「交通災害・不慮の災害共済」 加入受け付けについて

◆交通災害共済「年額 400円」

- ・交通災害は通院・入院どちらも1日から共済金の対象になります。
- ・平成23年度の新入学(小学生)児童の交通災害共済掛金は無料です。(手続きは不要です)
- ・共済金の請求については、自動車安全運転センター発行の事故証明書(事故の際、警察へ届け出ないと発行されません)が必要となります。この証明書が無い場合は、共済金が5割減額となります。

◆不慮の災害共済「年額 600円」

- ・不慮の災害は1日の入院から共済金の対象になります。(通院は対象外)
- ・病気が原因の場合は対象になりません。

◆共済加入期間

- ① 4月1日以前に加入手続きをされた方は、4月1日から平成24年3月31日まで
- ② 4月1日以降に加入手続きをされた方は、加入手続きをした日の翌日から平成24年3月31日まで

◆加入申込方法 平成23年度の受け付けを2月1日(火)から行います。加入を希望される方は、一緒にお届けした「交通災害共済と不慮の災害共済」パンフレットをご覧ください、次の窓口でお申し込みください。窓口で加入者のお名前、生年月日、加入する共済(交通災害・不慮の災害)を伝えるだけで簡単に加入できます。

◆加入受付窓口(土・日・祝日を除く)

環境防災課(角館庁舎)、田沢湖地域センター、西木地域センター、田沢・神代・桧木内・上桧木内出張所

●下記の金融機関窓口でも加入できます。別折込のパンフレットを持参のうえ、お申し込みください。金融機関窓口の加入申込取扱期間は2月1日から7月29日までです。派出窓口を除き県内に所在するすべての店舗で加入できます。

秋田銀行・北都銀行・羽後信用金庫・ゆうちょ銀行
または郵便局・秋田おばこ農業協同組合



政策推進課

問合せ：☎ 43-1241

「第3回仙北市将来ビジョン策定委員会」を開催します

仙北市を住みやすく魅力あるまちにするための「仙北市将来ビジョン」に市民の声を反映させる目的で、策定委員会による協議を行います。

会議は市民公開としますので、関心のある方は気軽にお越しください。

◆日時 2月9日(水) 18:10

◆会場 角館樺細工伝承館 研修室1

生涯学習課

問合せ：☎ 43-3383

平成23年度社会体育施設使用に関する活動調査について

社会体育施設の使用について効率良くご利用いただけるように年間活動計画表を立てています。

活動期間を前期(4月～10月)と後期(11月～3月)として調整を行いますので、希望団体は必ず活動計画書を提出してください。締め切りは2月25日(金)です(FAX可)。なお、他団体と活動曜日および時間が重なった場合は、こちらで調整を行います。

◆活動対象体育施設 生保内市民体育館、神代市民体育館、田沢市民体育館、西木健康増進センター、生保内武道館、神代武道館

◆活動計画書の備付け・提出先 田沢湖地域センター、神代出張所、田沢出張所、桧木内出張所、教育委員会生涯学習課

◆使用時間

①月曜日～金曜日(前期) 8:30～22:00
(後期) 8:30～21:00

②土・日曜日 年間を通して 8:30～17:00

③西木健康増進センター 9:00～22:00
(休館日:月曜日月曜日が祝日の場合はその翌日)

※1団体が1日に連続して利用できる時間は4時間までです。

※毎月20日まで各施設申込先へ翌月分使用申請書の提出が必要です。

※前月20日まで使用申請書未提出の場合は、使用申請許可済団体の使用が優先となります。

※8月13日～15日、年末年始、市主催・後援行事・その他の事業等が行われる日は使用できません。

※学校開放体育施設の使用につきましては、事前に団体登録(毎年度)が必要で月ごとに申請していただくことになります。詳細につきましては生涯学習課にお問い合わせください。